

第84号議案

品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月19日

品川区長 濱 野 健

品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

品川区保育の実施等に関する条例（昭和62年品川区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第1条各号」を「第1条の5各号」に改める。

第5条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「（別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯に限る。）」を削り、「別表第3」を「別表第2」に、「別表第5」を「別表第4」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に、「別表第4」を「別表第3」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「および第2項」を削り、「別表第5」を「別表第4」に改め、同項を同条第4項とする。

別表第2を削る。

別表第3中「のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)まで」を削り、同表を別表第2とし、別表第4を別表第3とし、別表第5を別表第4とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項から第4項までおよび別表第2から別表第4までの規定は、令和元年10月以後の月分の保育料について適用し、同年9月以前

の月分の保育料については、なお従前の例による。

(説明) 保育料の多子軽減制度の対象を拡大する必要がある。